

呉訥撰・若山拯訓読『祥刑要覧』の訳注（六）

佐 立 治 人

目 次

はじめに

序 文 篇（以上、五十九卷一号、六十六卷二号、六十七

卷二号）

本 文 篇

まえおき

第一章 經典大訓

第一節 『書経』 舜典の刑罰体系

第二節 朱子の解釈（以上、六十七卷三号）

第三節 朱子の刑罰論

第四節 「象」について

第五節 「欽恤」について（以上、六十七卷四号）

第六節 『書経』の抜書き

第七節 『易経』の抜書き

第八節 『周礼』『春秋』の抜書き

第九節 『礼記』『論語』『大学』の抜書き（以上、本号）

呉訥撰・若山拯訓読『祥刑要覧』の訳注（六）

第六節 『書経』の抜書き

岩村藩刊本の第十丁表第八行から第十一丁裏第六行までを第六節とする。この部分は、『書経』の本文及びそれに対する注釈文の抜書きである。注釈文は、多くの字句が『書経大全』の文のものと一致するが、一致しない字句もある。呉訥自らがいくつかの『書経』の注釈書から注釈文を寄せ集めて、『書経』の本文と注釈文とを本節に見られる形に構成したのか、それとも、ある未知の『書経』の注釈書から、ここに見られる形に構成された文章を呉訥が抜書きしたのか、わからない。

【和訳】

『書經』舜典に次のように記されている。「舜が言うには、皋陶（原注。舜の臣。）よ、あなたは裁判官（原文。士。原注。理官。）になりなさい。五刑に当たる罪に被告人が服します。

（原注。古の五刑は入れ墨、鼻削ぎ、足切り、宮刑、死刑である。「服」とは、自分が犯した罪を認める、という意味である。）五刑に当たる罪を認めた罪人は、三つの場所のいずれかで刑を受けます。（原注。五刑に当たる罪を認めると、死刑は市場で執行され、宮刑は蚕室で執行され、それ以外の刑は人目に触れない場所で執行される。）五刑を免除する代わりに流刑を科される者には居場所（原文。宅。）があります。（原注。五刑に当たる罪を犯したけれども情状がやや軽い者、及び帝親、貴人、国家に功勞がある者などの五刑を加えることができない者に対しては、流刑を科して追放する。「宅」とは居場所である。）五刑の代わりに流刑を科される者の居場所は三段階あります。（原注。流刑は五刑のそれぞれの代わりに科される刑であるが、流刑を科される者の居場所は五段階ではなく、三段階に分かれています。大罪を犯した者は四方の果てに住まわされ、次に重い罪を犯した者は九州の外に住まわされ、その次に重い罪を犯した者は千里の外に住まわされる。）ただ明察であれば、

公正な裁判を行うことができます。（原注。ただ裁判官が明察であれば、刑が罪に当てはまって、訴訟当事者が判決に納得することができる。）と。」

【原文】

書。舜典（もと「書舜典」三字なし。『重刊祥刑要覽』卷一に從つて補つた。）皋陶（原注。舜臣。）、汝作士（原注。理官。）。五刑有服（原注。古之五刑、墨劓剕宮大辟。服、謂服其罪。）、五服三就（原注。五刑既服、大辟棄於市、宮刑就蚕室、餘刑就隱處。）。五流有宅（原注。五刑中、有情稍輕、及親貴勲勞、不可加以刑者、則流放之。宅、居也。）、五宅三居（原注。流雖有五、而居之有三等。大罪四裔、次九州之外、次千里之外。）。惟明克允（原注。惟致其明察、則能刑当其罪、而人信服。）。（以上、第十丁表第八行から第十丁裏第一行。）

【訓読】

書。舜典。皋陶（原注。舜の臣。）よ、汝、士（原注。理官。）と作れ。五刑、服する有り。（原注。古の五刑は墨・劓・剕・宮・大辟。服とは其の罪に服するを謂う。）五服は三就す。（原注。五刑、既に服す。大辟は市に棄て、宮刑は蚕室に就き、餘刑は隱處に就く。）五流、宅有り。（原注。五刑の中、情のや

や軽きもの、及び親・貴・勲・勞にして、加うるに刑を以てす可からざる者有れば、則ち之れを流放す。宅は居なり。) 五宅は三居す。(原注。流は五有りと雖も、之れを居おくに三等有り。大罪は四裔、次は九州の外、次は千里の外。) 惟だ明ならば、克よく允よならん。(原注。惟だ其の明察を致せば、則ち能く刑、其の罪に当たりて、人、信服す。)

「臯陶」に「舜の臣。」という注が附けられている。この注について、『四庫全書總目』卷一〇一、子部、法家類存目、祥刑要覽の項は、「臯陶」の下に「舜臣」の字を註す。蓋し『祥刑要覽』は、通俗(一般人向け)の文たり。以て甚だしくは書を読まざる者を戒む。故に淺近なることはくの如きなり(このような初心者用の注が附けられているのである。)」と述べている。呉訥が「舜臣」という注を写した『書經』の注釈書は、科擧の受験勉強をはじめたばかりの初学者用のものであったのであろう。明の朱升(二二九九―一三七〇)撰『書經旁注』(『四庫全書存目叢書補編』所収)卷一に、「臯陶」の語に附された「臣名臯陶」という傍注が見られる。

【和訳】

『書經』大禹謨に次のように記されている。「舜が言うには、臯陶よ、あなたは裁判官として、五刑を明らかに宣告し、それによって五教を弼すけけました。(原注。「弼」とは輔すけけるの意である。「五教」とは、父子に親しみがあり、君臣に義があり、夫婦にけじめがあり、長幼に順序があり、朋友に信がある、という教である。『孟子』滕文公上。) 刑を用いるのは、刑が無くなることを目的としました。(原注。刑を用いて政治を助け、刑が用いられなくなることをめざす。) 人民は中庸を得た行動ができるようになりました。(原注。民が中道を得て、行動に過不足が無くなったので、その結果、刑が用いられなくなりました。)と。臯陶が答えて言うには、帝の徳には怨あやまちがありません。(原注。舜の徳には過あやまちが無い。) 人民に対しては必要なことだけを命じます。(原注。煩わづわさない。) 人民を寛大に治めます。(原注。きびしくない。) 刑罰を子孫に及ぼしません。(原注。父の罪が子に、子の罪が父に及ばない。) 過失で犯した罪であれば、どんなに大きな罪でも宥ゆるめます。(原注。意識せずに誤って犯した罪は、大きな罪であっても宥ゆるす。) 故意に犯した罪であれば、どんなに小さな罪であっても刑を科します。

(原注。罪になることを知りながら故意に罪を犯した者は、小さい罪であつても刑を科する。) 罪が重いか軽いか疑わしいときは軽い刑を科します。(原注。犯罪事実が確定したけれども、法律を適用するに当たつて、軽い刑を定めた法律を適用するべきか、重い刑を定めた法律を適用するべきか疑いがあるときは、軽い刑を定めた法律を適用して処罰する。) 辜の無い人を死刑に処するよりは、むしろ尋常(原文。経。)ではない大罪を犯した者の刑を軽くします。(原注。「辜」とは罪の意である。

「経」は常の意である。法律を適用して死刑を科することもできるし、死刑を科さないこともできる。死刑を科すると、被告人が罪も無いのに死刑に処された、ということになるのが心配であるが故に、むしろ法律の適用を控えて、恩を施して、刑を不当に軽くしたという責めを裁判官が自分から引き受ける。)

生命を大切にす帝の徳が人民の心に行きわたっています。ですから人民は、法律を破つて官司にさからうことをしないのです。(原注。生命を大切にす舜の徳が深く人民の心にしみ入り、人民は皆、舜の徳を慕い喜び、善行に励み、法律を犯さなう。と。)

【原文】

大禹謨。皋陶。明于五刑、以弼五教(原注。弼、輔也。五教、父子有親、君臣有義、夫婦有別、長幼有序、朋友有信)。刑期于無刑(原注。用刑輔治、期于不用)。民協于中(原注。民合中道、無過不及之差、則刑果無所用)。皋陶曰、帝德罔愆(原注。舜德無過)。臨下以簡(原注。不煩)。御衆以寬(原注。不猛)。罰弗及嗣(原注。父子罪不相及)。宥過無大(原注。不識誤犯、罪大亦有)。刑故無小(原注。知而故犯、小罪亦刑)。罪疑惟輕(原注。罪已定、而於法疑其可輕可重者、則從輕罰之)。与其殺不辜、寧失不經(原注。辜、罪、經、常也。法可以殺、可以無殺。殺之、恐彼陷於非罪。故寧屈法申恩、而受失刑之過)。好生之德、洽于民心。茲用不犯于有司(原注。舜好生之德、深入民心。無不愛慕感悅、興起於善、而不犯法)。 (以上、第十丁裏第二行から第九行。)

【訓読】

大禹謨。皋陶よ。五刑を明らかにして、以て五教を弼すけく。(原注。「弼」は輔なり。「五教」とは、父子、親有り、君臣、義有り、夫婦、別有り、長幼、序有り、朋友、信有り、というものなり。) 刑は刑無きを期す。(原注。刑を用いて治を輔け、用いざるを期す。) 民、中に協かう。(原注。民、中道に合あい、過

不及の差無ければ、則ち刑、果たして用いるところ無し。）臯陶曰く、帝徳は愆あやまち罔なし。（原注。舜の徳は過あやまち無し。）下に臨むに簡を以てす。（原注。煩わづわさず。）衆を御するに寛を以てす。（原注。猛たけならず。）罰は嗣ついでに及およばさず。（原注。父子は罪、相あい及およばず。）過あやまちを宥ゆるすこと大無し。（原注。識しらずして誤り犯すは、罪、大なるも亦た宥ゆるす。）故を刑するは小無し。（原注。知りて故らに犯すは、小罪も亦た刑す。）罪の疑わしきは惟ただれ軽くす。（原注。罪已いに定まりて、法に於いて、其の軽くす可べきか重くす可べきかを疑う者は、則ち軽きに從いて之れを罰す。）其の、不辜を殺すよりも、寧むづろ不經むじに失せん。（原注。辜こは罪、經こは常なり。法は以て殺す可べく、以て殺す無かる可べし。之れを殺さば、彼、非罪に陥おらんことを恐る。故に寧むづろ法を屈まじし、恩を申まべて、刑を失うの過あやまちを受く。）生を好むの徳、民心こころに治おさし。茲こゝを用て有司を犯さず。（原注。舜の、生を好むの徳、深く民心に入る。愛慕感悦あいぼくかんえつし、善を興起きよせざる無くして、法を犯とがす。）

【和訳】

『書経』臯陶謨に次のように記されている。「臯陶が禹に言

呉訥撰・若山拯訓読『祥刑要覽』の訳注（六）

うには、天が罪有る者を討ちます。五刑をそれぞれ公正に用いましょう。（原注。罪人を討ち、刑罰を用いる権力は、ひとえに天から与えられる。私情に從つて行使することはできない。）と。」

【原文】

臯陶謨。天討有罪。五刑五用哉（原注。討罪用刑、一出於天。非可得而私。）（以上、第十丁裏第十七行。）

【訓読】

臯陶謨。天、有罪を討つ。五刑を五用せよ。（原注。罪を討ち刑を用いるは、一に天より出づ。得て私す可べきに非ず。）

【和訳】

『書経』康誥に次のように記されている。「周の成王が康叔に言うには、そもそも民が自分から罪を得るのは、家の中でも外でも（原文。姦かん先。）強盗きやうとうしたり窃盗せつとうしたり、人を殺したり人を傷害きやうがいしたりして（原文。殺越人。）財貨を奪うばい、瞽こい気持きもちちで死を恐れないからです。そのような者を懲たづまない人はいません。（原注。外での悪事を「姦」と称し、内での悪事を「兪」と称する。「瞽」は強いという意味である。「懲」は悪あくむという

意味である。この文の意味は、自ら、家の内外で強窃盗し、人を殺し、人を顛越（ころがり落とす）して財貨を奪い取る罪を犯し、強暴で残忍で命知らずの者に対しては、憎悪しい人はいない。そのような者に対して法律を適用して刑を科すれば、納得しない人はいない。ということである。）ましてや親不孝の者や兄弟と仲よくしない者に対しては、憎悪しい人はいません。子が敬んでその父の言う事を聴かなければ、大いにその父の心を傷つけます。父の方でも、その子を養育することができなければ、その子を病ませてしまいます。（原注。これは父子が互いに傷つけ合っている。）弟の方で、天顯（原注。天が命ずる明白な順序。）を失念すれば、その兄に恭順することができません。兄の方でも、年少者をいたわらなければならぬこと（原文。鞠子哀。原注。父母が子供を養育する苦勞。）を忘れるならば、大いに弟に対して友愛の情を欠くことになりま

す。（原注。これは兄弟が互いに傷つけ合っている。）このような罪を犯す者がいれば、文王が作った刑罰を速やかに用いて、その者に刑を科して、赦さぬように。（原注。懲戒しなければならず、ゆるしてはいけない。）と。」

【原文】

康誥曰、凡民自得罪、寇攘姦宄、殺越人于貨、瞽不畏死、罔弗（「弗」はもと「不」に作る。『書経』康誥及び『重刊祥刑要覽』卷一に從つて改めた。）懲（原注。在外為姦、在内為宄。瞽、強也。懲、惡也。言、人自犯盜賊姦宄、殺人顛越人取財貨〔「貨」はもと「與」に作る。『書経大全』卷七に從つて改めた。）、強狼亡命者、人無不憎惡。用法加之、人無不服。）、矧惟不孝不友。子弗祗服厥父事、大傷厥考心。于父不能字厥子、乃疾厥子（原注。此父子相夷。）。于弟弗念天顯（原注。天命顯然之序。）、乃弗克（もと「克」字なし。『書経』康誥に從つて補つた。）恭厥兄。兄（もと「兄」字なし。『書経』康誥及び『重刊祥刑要覽』卷一に從つて補つた。）亦不念鞠子哀（原注。父母鞠養之勞。）、大不友于弟（原注。是兄弟相賊。）。乃其速由文王作罰、刑茲無赦（原注。懲戒不可緩。）。（以上、第十一丁表第一行から第七行。）

【訓読】

康誥曰く、凡そ民、自ら罪を得るは、寇攘姦宄し、人を貨に殺越し、瞽く死を畏れず。懲まざる罔し。（原注。外に在るを姦と為し、内に在るを宄と為す。瞽は強なり。懲は惡なり。言

うところは、人自ら盜賊姦充を犯し、人を殺し、人を顛越し、
「財貨を取り、強狼にして命を亡う者は、人、憎悪せざる無し。
法を用いて之れに加うれば、人、服せざる無し。」矧して惟れ
不孝不友なるをや。子、厥の父の事に祗み服せざれば、大い
に厥の考の心を傷る。父に于て厥の子を字する能わざれば、乃
ち厥の子を疾ましむ。(原注。これ父子、相い夷う。弟に于て
天顛(原注。天命顛然の序。)を念わざれば、乃ち克く厥の兄
を恭せず。兄も亦た鞠子の哀(原注。父母鞠養の勞。)を念わ
ざれば、大いに弟に友ならず。(原注。是れ兄弟、相い賤う。)
乃ち其れ速やかに文王の作る罰に由り、茲れを刑して赦す無か
れ。(原注。懲戒して緩くす可からず。)と。

【和訳】

『書経』立政に次のように記されている。「周公が言うには、
武王の時の裁判官(原文。司寇)の蘇公は、自分が担当する
裁判を慎重に行うことよって、我々の周王朝の命脈を長くし
ました、と。」(原注。「長」は永いの意である。蘇忿生は司寇
に任じられて、担当する裁判を慎重に行うことができた。それ
よって、国家の基本を固め、周王朝の命脈を長くした。これ

は、大臣が国家のために、天命の永続を祈った成果である。)

【原文】

立政。周公曰(『書経』立政は「曰」字の前に「若」字があ
り、「曰」字の後に「太史」二字がある。)、司寇蘇公、式敬爾
由獄、以長我王国(原注。長、永也。蘇忿生為司寇、用能敬所
由之獄、培植基本、永我國命。此大臣為國家祈天永命之實。)
(以上、第十一丁表第七行から第九行。)

【訓読】

立政。周公曰く、司寇の蘇公は、式て爾の由獄を敬み、以て
我が王国を長くす。(原注。長は永なり。蘇忿生、司寇と為り、
用て能く由るところの獄を敬み、基本を培植し、我が国命を永
くす。此れ大臣、國家の為に天の永命を祈るの實なり。)と。

「司寇蘇公」即ち「蘇忿生」は、『書経』立政の孔氏伝に
「忿生は武王の司寇たり。蘇国に封ぜらる。能く法を用いる。」
とある。

【和訳】

『書経』呂刑に次のように記されている。「周の穆王が言う

には、国土を有する諸侯よ。(原注。人民と土地神を祭る神社とを有する者。)あなた方に祥刑について教えましょう。(原注。「祥」とは吉祥である。刑は凶器であるのに「祥」と形容するのは、刑は刑が無くなることを目的としており、刑が無くなるということは人民が中庸を得るということであるから、刑よりも大きな吉祥はないからである。)原告被告の両訴訟当事者及び証人がすべて法廷に出そろいますと(原注。両造具備。)(原注。「造」とは至るという意味である。「両造具備」とは、両訴訟当事者及び証人が全員、法廷に到着した、という意味である。)多数の裁判官(原注。師。)が、両当事者及び証人の、五刑に該当する事実を述べる言葉(原注。五辞。)を聴きます。(原注。「師」とは衆、即ち多いという意味である。「師聴五辞」とは、多くの裁判官が、当事者らの、五刑に該当する事実を述べる言葉を聴く、という意味である。)裁判官がしてはいけないことは、「官」(原注。訴訟当事者の威勢を畏れること。)と「反」(原注。訴訟当事者から自分が受けた恩に報い、訴訟当事者に対する自分の怨みを晴らすこと。)と「内」(原注。婦人からの願ひ事を引き受けること。)と「貨」(原注。賄路を受けること。)と「来」(原注。友人からの頼み事を引き受けること。)

とです。してはいけないことをして、裁判官が被告人に対する刑を正しい刑よりもわざと軽くしたり重くしたりしたときは、裁判官の罪は、その軽くしたり重くしたりした分の刑と等しい刑に当たります。(原注。裁判をつかさどる者がこの五つのはいけないことをして、被告人の罪を軽くしたり重くしたりすれば、その分の重さの罪を科する。)

弁舌が巧みな人(原注。佞。)が正しい裁判を行う(原注。折獄。)ことができるではありません。(原注。「佞」とは口がうまいという意味である。「折」は判決を下すという意味である。口がうまい人が裁判官になっても、正しい判決を下すことはできない。)ただ善良な人だけが正しい裁判を行うことができます。(原注。ただ温良忠厚の人だけが間違いない裁判を行うことができる。)証人がいない供述(原注。单辞。)は明白かつ公正(原注。明清。)に聴取して下さい。(原注。「明」とは、ほんの少しもおおい隠されていない、という意味である。「清」とは、一点の汚れもない、という意味である。「单辞」とは証人がいない供述である。これを聴取することはとりわけ難しい。故にただ聡明潔白で少しも私邪の心がない人だけが、その供述の内容が真実であるかどうかを洞察することができる。)

裁判を行う時に賄賂として受け取る財貨は宝ではありません。ただ罪になる事実（原文。辜功。）を集める（原文。府。）だけです。（原注。「貨」は財である。「府」は聚めるの意である。「辜功」は罪状である。）数々の禍わざい（原文。庶尤。）が降りかかります。（原注。「庶尤」とはたくさんおほくの殃わざいである。この句の意味は、不正な裁判を行うことと交換して財貨を手に入れても、その財貨は宝とする価値はない。ただ自分が罪を犯した事実を積み重ねるだけであつて、天は必ずたくさんおほくの殃わざいを罰として下す、ということである。）と。」

【原文】

呂刑（『重刊祥刑要覽』卷一は「刑」字の後に「曰」字がある。）有邦有土（原注。有民社者。）、告爾祥刑（原注。祥、吉祥也。刑凶器、而曰祥者、刑期無刑、民協于中。吉莫大焉。）、兩造具備（原注。造、至也。謂兩爭者及證左（『重刊祥刑要覽』卷一は「左」を「佐」に作る。）、皆至。）、師聽五辭（原注。師、衆也。謂衆聽其入五刑之辭。）、惟官（原注。畏其威勢。）、惟反（原注。報已德怨。）、惟內（原注。受女謁。）、惟貨（原注。受賄賂。）、惟來（原注。受干請。）、其罪惟均（原注。典獄有此五者、而出入人罪、則以人所犯坐之。）、非佞折獄（原注。佞、口

才。折、斷也。（『重刊祥刑要覽』卷一は「也」字の後に「言」字がある。）非口才可以斷（『重刊祥刑要覽』卷一は「斷」を「折」に作る。）獄。）、惟良折獄（原注。惟溫良忠厚之人、能斷獄無差。）、明清于單辭（原注。明者、無一毫之蔽。清者、無一點之汚。單辭、無證左（『重刊祥刑要覽』卷一は「左」を「佐」に作る。）之辭。聽之尤難。故惟明清無少私曲者、能察其情。）、獄貨非宝、惟府辜功（原注。貨、財也。府、聚也。辜功者、罪状也。）、報以庶尤（原注。庶尤、百殃也。言充獄得財、不足為宝。惟積已之罪状、天必報之以百殃。）、（以上、第十一丁表第九行から第十一丁裏第六行。）

【訓読】

呂刑。邦有り土有り。（原注。民社有る者。）爾なんぢに祥刑を告げん。（原注。祥は吉祥なり。刑は凶器なるも祥と曰うは、刑は刑無きを期し、民、中に協かう。吉なることこれより大なるは莫し。）、兩造具備す。（原注。造は至るなり。兩争者及び証左、皆至るを謂う。）師、五辭を聴く。（原注。師は衆なり。其の五刑に入るの辭を衆聽するを謂う。）惟れ官。（原注。其の威勢を畏る。）、惟れ反。（原注。己の德怨を報ず。）、惟れ内。（原注。女謁を受く。）、惟れ貨。（原注。賄賂を受く。）、惟れ來。（原注。干請

第七節 『易経』の抜書き

を受く。) 其の罪、惟れ均し。(原注。獄を典ついでり、此の五者有りて人の罪を出入すれば、則ち人の犯すところを以て之れを坐す。) 俛、獄を折するに非ず。(原注。俛は口才なり。折は断なり。口才、以て獄を断ず可きに非ず。) 惟だ良のみ獄を折す。(原注。惟だ温良忠厚の人のみ能く獄を断じて差ない無し。) 单辞に明清にせよ。(原注。明とは一毫の蔽無し。清とは一点の汚無し。单辞は証左無きの辞。之れを聴くこと尤も難し。故に惟だ明清にして少しも私曲無き者のみ能く其の情を察す。) 獄貨は宝に非ず。惟だ辜功を府あつむるのみ。(原注。貨は財なり。府は聚あつむるなり。辜功とは罪状あつなり。) 報ゆるに庶尤を以てす。(原注。庶尤は百殃なり。言うところは、獄を売りて財を得るは、宝と為すに足らず。惟だ己の罪状を積むのみ。天、必ず之れに報ゆるに百殃を以てす。)

最後の「天必報之以百殃。」という注釈文は、『書経大全』の文ではなく、明の徐善述(永楽十七年(一四一九)歿)撰『書経直指』卷六の文と一致する。『書経直指』は『四庫全書存目叢書』所収本を見た。

岩村藩判本の第十一丁裏第七行から第十二丁裏第三行までを第七節とする。この部分は、『易経』の本文及びその注釈文の抜書きである。注釈文は『周易大全』の文とほとんど同じであるが、異なる箇所もある。『周易大全』は、永楽十三年(一四一五)に成った『五経四書大全』の一つである。『景印四庫全書』所収本を見た。

【和訳】

『易経』に次のように記されている。「雷電が噬嗑(原注。卦の名。)の卦を象徴する。古の聖王は雷電にならつて刑罰を明らかにし法律を整える。」(原注。古の聖王は雷電の現象を観て、その明るさと威力とに則つて、刑罰を明示し、号令を整える。)

「山の下に火があるのが賁(原注。卦の名。)の卦の象徴である。為政者はそれを見て、こまごました政事を行うが、敢て裁判を行うことはしない。」(原注。「敢」は果敢の意である。山の下に火があると、明るさが遠くに及ばない。こまごました

政事は小事であるから、狭い範囲の明るさに頼って行うことができる。裁判は大事であるから、敢えて狭い範囲の明るさに頼って行うことはしない。

「雷雨がおこるのが解（原注。卦の名。）の卦の象徴である。為政者はそれを見て、過ちを赦し、罪を宥す。」（原注。「赦」は釈の意である。「宥」は寛の意である。為政者が、雷雨がおこるといふ、解の卦の象徴を觀て、雷雨が植物を發育させることに則るならば、人民に仁恩を施し、雷雨が物事を解散させることに則るならば、罪人に寛宥を行う。）

「雷鳴と電光とが両方とも発するのが豊（原注。卦の名。）の卦の象徴である。為政者は雷電にならつて裁判を行い、罪人を刑に処する。」（原注。裁判を行う者は必ず犯罪事実を明らかにし、刑を行う者は邪悪な者に対して威力を用いる。故に為政者は、雷が鳴り稲妻が光るといふ現象を觀て、それにならつて裁判を行い、罪人を刑に処する。）

「山の上に火があるのが旅（原注。卦の名。）の卦の象徴である。為政者はその現象にならつて、事実を明白にして、慎重に刑を罪人に科する。しかも裁判を長引かせない。」（原注。火が山の上にあると、その明るさが照らさないものはない。故に

為政者は、山の上の火が明るく照らす現象を觀れば、それにならつて事実を明白にして、慎重に刑を罪人に科する。けれども、未決囚を入れる牢獄は、やむを得ず設けられたものであつて、有罪と疑われた民が入れられるのである。どうして裁判を長引かせて民を牢獄に入れっぱなしにすることができようか。）

「沢の上を風が吹いているのが中孚（原注。卦の名。）の卦の象徴である。為政者はそれを見て、裁判の判決を審査して、死刑を軽くする。」（原注。為政者が裁判の判決を審査する時はその真心を尽くす。死刑を決定する時はあわれみの気持ちを極める。故に誠意を持つて常に結論を死刑を軽減することの中に求める。旅の卦で「裁判を長引かせない。」と言っているけれども、それは軽罪の裁判について言っているのである。）

訟の卦の爻辞及び象伝は次のように述べる。「九五の爻は裁判官が訴訟を治めて大吉（原文。元吉。）であることを意味する。」（原注。公平で正しい心を持つて高い地位にいるのは裁判官である。公平に正しく訴訟を治めることができるので、元吉なのである。元吉とは、大吉であつて、しかも善を尽くすことである。吉が大きいかれども善を尽くさないことがある。）

「象伝が述べるには、裁判官が訴訟を治めて大吉であるのは、

公平で正しい心を持つているからである、と。」(原注。公平で正しい心は何に用いても大吉をもたらす。朱子の『周易本義』

は「公平な心を持つていれば偏りなく訴えを聴くことができる。正しい心を持つていれば理にかなった判決を下すことができる。」と述べている。呂東萊は「訴訟の数が大変多く、一人の

裁判官が一度に百も千も抱えるほどである。裁判官が最善を尽くして全て大吉であろうと欲しても、もし一件一件の裁判で、一つ一つの道理を求めて判決を下そうとすれば、心労に耐えることができない。そのようなことをしようとする裁判官は、裁判で最善を尽くして全ての裁判が大吉であることができる原因が、一つの公平で正しい心に他ならないことを全くわかっていない。」と述べている。)

【原文】

易。雷電噬嗑(原注。卦名)。先王以明罰勅法(原注。先王觀雷電之象、法其明威、以明其刑罰、飭其號令。)

山下有火、賁(原注。卦名)。君子以明庶政、無敢折獄(原注。敢、果敢也。山下有火、明不及遠。庶政、事之小者。故用以明。刑獄、事之大者。故不敢用之以斷。)

雷雨作、解(原注。卦名)。君子以赦過宥罪(原注。赦、積

也。宥、寬也。君子觀雷雨作解之象、体其發育、則施仁恩。体其解散、則行寬宥。)

雷電皆至、豐(原注。卦名)。君子以折獄致刑(原注。折獄者、必照其情實。致刑者、用威於奸惡。故觀明動之象、而折獄致刑。)

山上有火、旅(原注。卦名)。君子以明慎用刑、而不留獄(原注。火之在山、明無不照。故觀明照之象、則以明慎用刑。然獄者不得已而設、民有罪而入。豈可留滯淹久。)

澤上有風、中孚(原注。卦名)。君子以議獄緩死(原注。君子於議獄盡其忠、於決死極其惻。故誠意常求於寬緩之中。若旅卦言不留獄者、乃言輕罪也。)(以上、第十一丁裏第七行から第十二丁表第八行。)

訟。九五、訟元吉(原注。以中正居尊位、治訟者也。治訟得其中正、所以元吉也。元吉、大吉而盡善也。吉大而不盡善者有矣。)

象曰、訟元吉、以中正也(原注。中正之道、何施而不元吉。朱子本義曰、中則聽不偏、正則斷合理。東萊呂氏曰、訴訟之繁多、至千百。聽訟者、欲其盡善而咸吉、苟件件尋一道理、以心之、則亦不勝其勞矣。殊不知、聽訟所以能盡善而咸吉者、一箇

中正而已。)(以上、第十二下裏第三行まで。)

【訓読】

易。雷電は噬嗑(原注。卦の名。)なり。先王以て罰を明らかにし法を勅(とら)う。(原注。先王は雷電の象を觀て、其の明威に法(のり)り、以て其の刑罰を明らかにし、其の号令を飭(とら)う。)

山の下に火有るは賁(原注。卦の名。)なり。君子以て庶政を明らかにし、敢て獄を折する無し。(原注。敢は果敢なり。山の下に火有れば、明、遠きに及ばず。庶政は事の小なる者。故に用い以て明らかにす。刑獄は事の大なる者。故に敢て之れを用い以て断ぜず。)

雷雨作るは解(原注。卦の名。)なり。君子以て過ちを赦(ゆる)し罪を宥(ゆる)す。(原注。赦は釈なり。宥は寛なり。君子は、雷雨作るは解の象を觀て、其の發育を体すれば則ち仁恩を施し、其の解散を体すれば則ち寛宥を行う。)

雷電皆至るは豊(原注。卦の名。)なり。君子以て獄を折め刑を致(いた)す。(原注。獄を折むる者は必ず其の情実を照らす。刑を致す者は威を奸悪に用いる。故に明動の象を觀て、獄を折め刑を致す。)

山の上に火有るは旅(原注。卦の名。)なり。君子以て明ら

かに刑を用いるを慎んで、しかも獄を留めず。(原注。火の、山に在るときは、明、照らさざる無し。故に明照の象を觀れば、則ち以て明らかに刑を用いるを慎む。然れども獄は已むを得ずして設く。民、罪有りて入る。豈に留滞淹久す可けんや。)

沢の上に風有るは中孚(原注。卦の名。)なり。君子以て獄を議(はか)り死を緩(ゆる)くす。(原注。君子は獄を議するに於いて其の忠を尽くし、死を決するに於いて其の側を極む。故に誠意も常に寛緩の中に求む。旅卦の、獄を留めずと言うが若きは、乃ち輕罪を言うなり。)

訟。九五。訟え元吉なり。(原注。中正を以て尊位に居るは、訟を治むる者なり。訟を治むること其の中正を得。元吉なる所以なり。元吉は大吉にして善を尽くすなり。吉、大にして善を尽くさざる者有り。)

象に曰く、訟え元吉なるは、中正なるを以てなり。(原注。中正の道は何に施して元吉ならざらんや。朱子の本義に曰く、中なれば則ち聴くこと偏らず、正なれば則ち断、理に合(あ)う、と。東萊呂氏曰く、訴訟の繁多なること千百に至る。訟を聴く者、其の、善を尽くして威(み)な吉なるを欲するも、苟(い)やも事件、一道理を尋ね以て之れに應ずれば、則ち亦た其の勞に勝(た)えず。殊に

知らず、訟を聴きて、能く善を尽くして威な吉なる所以は、一箇の中正のみなるを。と。)

最後の二段、「訟九五訟元吉」から「一箇中正而已」まで(岩村藩刊本の第十二丁裏第九行から同丁裏第三行)は「重刊祥刑要覧」には無い。最後の一段の「東萊呂氏曰」に続く文は、呂祖謙(一一三七〜一一八一)撰『東萊別集』卷十二、読書雜記一、読易紀聞の文である。『東萊別集』は『景印四庫全書』所収本を見た。

第八節 『周礼』『春秋』の抜書き

岩村藩刊本の第十二丁裏第四行から第十三丁裏第八行までを第八節とする。この部分は、『周礼』及び『春秋』の本文及びその注釈文の抜書きである。

【和訳】

『周礼』秋官、小司寇に次のように記されている。「裁判官は、訴訟当事者及び証人の五つの様子を観察しながら、その発言を聴き、真実を求める。一つめは話し方である。(原注。そ

の話し方を観察する。正直でない者は、くどくどしく話す。) 一つめは顔色である。(原注。その顔色を観察する。正直でない者は、顔色が赤い。) 三つめは呼吸の仕方である。(原注。その呼吸の仕方を観察する。正直でない者は、あえいでいる。) 四つめは聴き方である。(原注。その聴き方を観察する。正直でない者は、聴き間違える。) 五つめは目の様子である。(原注。そのひとみを観察する。正直でない者は、ひとみがぼんやりしている。)

【原文】

周礼、小司寇。以五声聽獄訟、求民情。一曰辭聽(原注。觀其出言。不直則煩。)。二曰色聽(原注。觀其面顏。不直則赧。)。三曰氣聽(原注。觀其鼻息。不直則喘。)。四曰耳聽(原注。觀其聆聽。不直則惑。)。五曰目聽(原注。觀其眸子。不直則眊。)(以上、第十二丁裏第四行から第六行。)

【訓読】

周礼の小司寇。五声を以て獄訟を聴き、民情を求む。一に辭聴と曰う。(原注。其の、言を出だすを觀る。直からざれば則ち煩たり。) 二に色聴と曰う。(原注。其の面顏を觀る。直からざれば則ち赧し。) 三に氣聴と曰う。(原注。其の鼻息を觀る。)

直からざれば則ち喘ぐ。四に耳聽と曰う。(原注。其の聆聽を觀る。直からざれば則ち惑う。五に目聽と曰う。(原注。其の眸子を觀る。直からざれば則ち眊し。)

この部分の注釈文は、鄭玄の注の文とほとんど同じであるが、異なる箇所もある。

【和訳】

『周礼』秋官、司刺に次のように記されている。「赦宥の法を掌る。寛宥の一つめの理由は、勘違いしたこと(原文。不識。)であり、二つめの理由は、気づかなかったこと(原文。不識。)であり、三つめの理由は、うっかり忘れていたこと(原文。遺忘。)である。(原注。「忘」の音は妄である。鄭玄の注に言う。鄭司農(鄭衆。字は仲師。)は、「不識」とは、愚かな民が法に触れるとは知らずに犯した罪はゆるす、という意味であると述べる。「識」とは審(み)らかの意である。審(み)らかでないとは、敵討ちをする人が甲を相手にすべきであるのに、乙を見て甲であると思ひ込んで乙を殺したような場合である。「過失」とは、刃物を持ち上げて木などを切るうとして、手元が狂って

人に当たったような場合である。鄭司農は、今の律(漢律を指す。)に、過失で人を殺した者は死刑にはしない、と定められている「過失」と同じである、と述べる。「遺忘」とは、幕やすだれの後ろに人がいるのを忘れて、その幕やすだれに向って槍を投げたり矢を射たりするような場合である。と。)

赦罪の一つめの理由は、幼弱であることであり、二つめの理由は、老衰していること(原文。老耄。)であり、三つめの理由は、精神薄弱であること(原文。蠢愚。)である。(原注。鄭玄の注に言う。「蠢愚」とは、生まれながらにして暗愚痴鈍である者という意味である。鄭司農は、「幼弱老耄」とは、今の律(漢律を指す。)に、年齢が八歳に満たない者、及び八十歳以上の者は、自ら手を下して人を殺すのでなければ、他にどのような罪を犯しても刑を科さない、と定められているものに当たる、と述べる。と。)

【原文】

周官(『春秋大全』卷九は「周官」の後に「司刺」の二字がある。)。掌赦宥之法。壹宥曰不識。再宥曰過失。三宥曰遺忘(原注。音妄。鄭氏曰、不識、謂愚民無所識、則宥之。審也。不審、若今仇讎當報甲、見乙、誠以為甲、而殺之者。過失、

若拳刃欲斫伐、而軼中人者。今律、過失殺人、不坐死。遺忘、若間帷薄、忘有在〔在〕はもと「失」に作る。『春秋大全』卷九及び『周礼』鄭玄注に従つて改めた。焉、而以兵矢投射

未だ八歳に満たず、八十以上は、手ずから人を殺すに非ざれば、他は皆、坐せざるが若し。と。)

之。壹赦曰幼弱。再赦曰老耄。三赦曰蠢（原注。勅江反。）

右の部分は『春秋大全』卷九の文の丸写しである。『春秋大全』は、永樂十三年（一四一五）に成つた『五経四書大全』の一つである。『景印四庫全書』所収本を見た。なお、この部分は『重刊祥刑要覽』には無い。

愚（原注。鄭氏曰、蠢愚、生而癡騃童昏者。幼弱老耄、若今律年未滿八歳、八十以上、非手殺人、他皆不坐。）。以上、第十二丁裏第六行から第十三丁表第一行。)

【訓読】

【和訳】

周官。

赦宥の法を掌る。壹宥を不識と曰い、再宥を過失と曰い、三宥を遺忘と曰う。（原注。音は妄。鄭氏曰く、不識とは、

【和訳】

『春秋』の莊公二十二年（前六七二）条に「春、王の正月、

愚民、識るところ無ければ則ち之れを宥すを謂う。識は審なり。不審とは、今の仇讎、当に甲に報ゆべきに、乙を見て誠に以て

大きな罪過をすべてゆるした（原文。肆大眚。）」と記されている。

甲と為して、之れを殺す者の若し。過失とは、刃を挙げ、斫伐

程子（程頤を指す。）は「大きな罪過をすべてゆるすことが失政であるのは、わかりきつたことである。そもそも恩赦が善人に及び得たことが今までにあつたであろうか。諸葛亮が蜀で十年間、恩赦を行わなかつたのは、このことがよくわかつてい

せんと欲して、軼して人に中る者の若し。今の律は、過失にて人を殺すは死に坐せず。遺忘とは、帷薄を聞て、ここに在る有

たからである。」と言っている。

るを忘れて、兵矢を以て之れに投射するが若し。と。)

胡氏（胡安国を指す。）は次のように述べている。「大きな罪

壹赦を幼弱と曰い、再赦を老耄と曰い、三赦を蠢（原注。勅江の反。）愚と曰う。（原注。鄭氏曰く、蠢愚とは、生まれながらにして癡騃童昏なる者なり。幼弱老耄とは、今の律は、年、

過をすべてゆるすならば、天罰を妨害し、国法を破壊すること

らにして癡騃童昏なる者なり。幼弱老耄とは、今の律は、年、

過をすべてゆるすならば、天罰を妨害し、国法を破壊すること

になる。罪が有る者を釈放し、罪の無い人を苦しめ、悪人が幸運にも刑を免れることになる。」（原注。胡茅堂（胡安国の子、胡寧を指す。）は「罪が五刑に当たるといふことは、上天が罰を下すといふことである。大きな罪過をすべてゆるしたのを『春秋』が非難したのである。」と言っている。孫氏（孫復を指す。）は「大きな罪過をゆるすのは正しいことではない。法を乱す異常なことである。」と言っている。呉臨川（呉澄を指す。）は「罪過はもとより赦すことができるけれども、大きな罪過をゆるすとは言わない。聖人は大変思いやりが深いのであるけれども、人の罪を赦すときは必ず、罪の軽重を量って判断するのであつて、一概に赦すのではないのである。『春秋』に、大きな罪過をすべてゆるした、と書いてあるからには、罪が大きくて赦すべきでない者も赦したのである。『春秋』は、莊公が姦人に恵みを与え、罪人を罰しなかつたのを非難するのである。」と述べている。）

胡氏は続けて次のように述べる。「後世、その場のしのぎの政治を行つて、しばしば恩赦を発令して、悪人に恵みを施し良民に害を与えて、恩赦の弊害がますます大きくなったのは、思うにここからはじまつたのである。故に諸葛孔明は、世を治める

には大徳を用いて小恵は用いない、と言つて、彼が蜀で政治を行つた時には、軍事行動はしばしば起こしたけれども、恩赦はみだりに下さなかつた（『資治通鑑』卷七十五が引く陳寿の評に「諸葛亮為政、軍旅数興、而赦不妄下。」とある。）」（原注。汪氏（汪克寛を指す。）が言う。「『資治通鑑』（卷七十五）に、諸葛亮が丞相であつた時、ある人が亮に、あなたは恩赦を出し惜しみしている、と言つたところ、亮は、世を治めるには大徳を用いて小恵は用いない、と答えた、と記されている。亮が歿した後、延熙九年（二四六）に大赦が発令された。大司農の孟光が大將軍の費禕を責めて、恩赦というものは、片側が繁り片側が枯れた木のように不公平なものであり、明君の治世に存在すべきものではない、と言つた（『三国志』卷四十二、蜀書、孟光伝）。）」

胡氏は続けて述べる。「蜀の人は、周の人が召公を思い出すのと同じように、諸葛亮を長い間、歌いながら思い出していたのである。（原注。『三国志』蜀書、諸葛亮伝の陳寿の贊に「今に至るまで梁州・益州（蜀の境内を意味する。）の民が亮を讚嘆して語るときは、まるで亮がまだ生存しているかのように語るのである。『詩経』の「甘棠」の詩が詠う召公（周の武王の

時に南土を巡行し、民に負担をかけないために甘棠の木の下で裁判を行った。)や、鄭の人が歌った子産(典拠不明。子産は鄭国の宰相。前五二二年歿。)にたとえても、かけはなれているとは言えないのである。)と述べられている。)この諸葛亮の言葉は「春秋」の趣旨を理解している。「春秋」が単に「罪過をゆるした。」と記さずに、「大きな罪過もすべてゆるした。」と記したのは、刑を莊公が正しく用いなかったことを譏つたのである。(原注。陳氏(張氏)の誤り。張氏は張治を指す。)は次のように述べている。「過失で犯した罪であれば、どんなに大きな罪でもゆるし、故意に犯した罪であれば、どんなに小さな罪であっても刑に処する(『書経』大禹謨)。これは堯舜及び夏殷周三代の法であって、どちらか一方だけでも廃することができないものである。後世、両方とも失ってしまった。残酷さに偏る者は、犯罪の実情を察知しようともせず、過失で犯した罪であってもすべて刑に処する。その場しのぎという過ちを犯した莊公のような者に至っては、反対に、極悪の大罪を取り上げて、これを過失で犯した罪及び不可抗力が原因で犯した罪と同列に扱って、恩赦の対象にする。そのようなことをすれば、故意に罪を犯して反省しない者が好きないように罪を重ねること

になり、善良な人々が泣き寝入りすることになる。『春秋』が「大きな罪過をすべてゆるした。」と記したのは、莊公が小恵を施すことに務めて、大徳を施さなかったことを非難するためである。)

【原文】

春秋。莊公二十二年、春、王正月、肆大眚(原注。所景反。以下、一字分、段下げされている。)程子曰、大眚而肆之。其失可知。凡赦、何嘗及得善人。諸葛亮、在蜀、十年不赦。審此爾。胡氏曰、大眚皆肆、則廢天討、虧國典、縱有罪、虛無辜。惡人幸而免矣(原注。茅堂胡氏曰、罪在五刑、上天所討。大眚皆肆、春秋譏之。孫氏曰、肆大眚、非正也。乱法異常者也。臨川吳氏曰、眚固可赦、而不言大。聖人雖至仁、然赦人之罪、亦必有所劑量於其間、不一槩也。書肆大眚、則罪之大而不當赦者、亦赦之。譏其惠姦佚罰也。後世有姑息為政、數行恩宥、

以大徳、不以小恵(恵)はもと「慧」に作る。『春秋大全』卷九及び『資治通鑑』卷七十五に從つて改めた。其為政於蜀、軍旅數興、而赦不妄下(原注。汪氏曰、通鑑、初丞相亮時、有言公惜赦者。亮答曰、治世以大徳、不以小恵。亮卒後、延熙九

年、大赦。孟光責〔責〕はもと「情」に作る。『春秋胡伝附録纂疏』卷九及び『資治通鑑』卷七十五に従つて改めた。費禕曰、赦者偏枯之物、非明世所宜有。蜀人久而歌思、猶周人之思召公也（原注。三国志、蜀諸葛亮伝賛曰、至今梁益之民、咨述亮者、言猶在耳。雖甘棠之詠召公、鄭人之歌子産、無以遠譬也）。斯得春秋之旨矣。肆眚而曰大眚。譏失刑也（原注。陳〔陳〕は『春秋大全』卷九も「陳」に作るが、『春秋胡伝附録纂疏』卷九は「張」に作る。氏曰、宥過無大、刑故無小、此堯舜三代之法、不可偏廢者。後世兩失之。偏慘刻者、不復察其情、拳過失、而盡刑誅之。及姑息之過、如莊公者、反取大罪極惡、而列之於眚災、以從肆赦之例。怙終得志、良善瘖瘂。書曰肆大眚、以譏（もと「譏」字なし。『春秋胡伝附録纂疏』卷九に従つて補つた。其務小惠而失大德也。）。以上、第十三丁表第二行から同丁裏第八行。）

【訓読】

春秋。莊公二十二年、春、王の正月、大眚を肆す。（原注。所景の反。）

程子曰く、大眚にして之れを肆す。其の失、知る可し。凡そ赦、何ぞ嘗て善人に及び得ん。諸葛亮、蜀に在り、十年、赦せ

ざるは、此れを審らかにするのみ。と。

胡氏曰く、大眚皆肆せば則ち天討を廢し、国典を虧く。有罪を縱し、無辜を虐し、悪人、幸いにして免る。（原注。茅堂胡氏曰く、罪、五刑に在り、上天、討つところ。大眚皆肆す、春秋之れを譏る。と。孫氏曰く、大眚を肆すは正に非ざるなり。法を亂し常に異なる者なり。と。臨川呉氏曰く、眚は固より赦す可くして大を言わず。聖人は至仁なりと雖も、然れども人の罪を赦すは、亦た必ず其の間に劑量するところ有り、一概ならざるなり。大眚を肆すと書すれば、則ち罪の大にして当に赦すべからざる者も亦た之れを赦す。其の、姦を恵し罰を佚するを譏るなり。と。後世、姑息に政を為し、數ば恩宥を行い、奸軌を恵み、良民を賊して其の弊益ます滋きこと有るは、蓋し此れより流る。故に諸葛孔明曰く、世を治むるは大徳を以てし、小恵を以てせず、と。其の、政を蜀に為す、軍旅は數ば興すも、赦は妄りに下さず。（原注。汪氏曰く、通鑑。初め丞相亮が時、公、赦を惜しむと言う者有り。亮、答えて曰く、世を治むるは大徳を以てし、小恵を以てせず、と。亮卒する後、延熙九年、大赦す。孟光、費禕を責めて、赦は偏枯の物、明世の宜しく有るべきところに非ず、と曰えり。と。蜀人久しくして歌思す

ること、猶お周人の召公を思うがごときなり。(原注。三國志、蜀の諸葛亮伝の賛に曰く、今に至り梁益の民、亮を咨述する者、言うこと猶お在すごときのみ。甘棠の、召公を詠し、鄭人の、子産を歌うと雖も、以て譬えを遠しとする無きなり。と。)斯れ春秋の旨を得たり。管を肆して大管と曰うは、刑を失うを譏るなり。(原注。陳氏曰く、過ちを宥すは大無く、故を刑するは小無し。此れ堯舜三代の法、偏廢す可からざる者なり。後世、兩つながら之れを失す。惨刻に偏る者は、復た其の情を察せず、過失を挙げて尽く之れを刑誅す。姑息の過ち、莊公の如き者に及びては、反つて大罪極悪を取りて、之れを管災に列し、以て肆赦の例に従う。怙終、志を得、良善、瘡癒す。書して大管を肆すと曰う。以て其の、小惠を務めて大徳を失うを譏るなり。と。)

この部分も、『春秋大全』巻九の文の丸写しである。『重刊祥刑要覽』には無い。「程子曰」に続く文は、『河南程氏遺書』巻二十二下、伊川先生語八下(中華書局の『二程集』上に収められているものを見た。)の文である。「胡氏曰」に続く文は、胡安国撰『春秋伝』巻九(『景印四庫全書』所収本を見た。)の文

である。「茅堂胡氏曰」に続く文は、汪克寛撰『春秋胡伝附録纂疏』に拠れば、胡寧の『春秋通旨』の文である。『春秋大全』は『春秋胡伝附録纂疏』を丸々剽窃して作られた(『四庫全書総目』巻二十八)。「春秋通旨」は『四庫全書総目』にその名が載せられておらず、未見である。「孫氏曰」に続く文は、孫復撰『春秋尊王發微』巻三(『景印四庫全書』所収本を見た。)の文である。「臨川呉氏曰」に続く文は、呉澄撰『春秋纂言』巻三(『景印四庫全書』所収本を見た。)の文である。「汪氏曰」に続く文は、汪克寛撰『春秋胡伝附録纂疏』巻九(『景印四庫全書』所収本を見た。)の文であるが、そもそも『祥刑要覽』が『春秋大全』から写したこの部分全体が、「程子曰」に続く文を除いて、『春秋胡伝附録纂疏』の文である。「陳氏曰」に続く文は、張洽撰『春秋集注』巻三(『景印四庫全書』所収本を見た。)の文である。「陳氏」は、『春秋大全』巻九も「陳氏」に作るが、『春秋胡伝附録纂疏』巻九は「張氏」に作る。「張氏」が正しい。

第九節 『礼記』『論語』『大学』の抜書き

岩村藩刊本の第十三丁裏第九行から第十四丁裏第一行までを

第九節とする。この部分は、『礼記』『論語』『大学』の本文及びその注釈文の抜書きである。

【和訳】

『礼記』王制に次のように記されている。「五刑に処する判決を下すときは（原文。制五刑）、必ず天の道理（原文。天倫。『礼記注疏』は「天論」に作る。）に従う。」（原注。「制」は断の意である。「天倫」は天理である。）「負けた方が五刑を科される訴訟を裁判するときは、必ず訴訟関係者の間の父子関係や君臣関係を調べて刑を軽くしたり重くしたりする（原文。権。）。罪の軽重の順序をよく考えて、慎重に心の善悪の度を推測して、犯罪行為を区別する。（原注。父子関係と君臣関係とは最も重い人間関係である。父が子のために隠し、子が父のために隠すような場合には刑を軽くしなければならない。このような場合から類推すれば、他にも刑を軽くしなければならない場合があることがわかる。つまり、犯罪行為が同じであっても、罪の軽重や心の善悪が異なる場合がある。慎重に犯罪行為を区別しなければならぬ。この区別するというのが、いわゆる「権^はる」ということである。）裁判官はその能力と真心とを尽く

して、全力を挙げて裁判を行わなければならない。」（原注。しっかりと訴訟当事者及び証人の様子を見て、しっかりと彼らの言葉を聴いて、言葉を発する時の顔色を観察して、真心と同情心とを持って言葉の外にある意味を洞察するならば、真実を知り尽くすことができるであろう。）「刑とは罰、即ち形であり、罰、即ち形とは、成の意である。刑は一たび成ってしまうと変えることができない。故に為政者は裁判に心を尽くすのである。」（原注。罰は形と同じ意味である。身体的一部分だけでも具わなければならない、人の形を成すには足りない。一つの証言だけでも揃わなければ、刑を科するには足りない。為政者は何事に対してもその心を尽くすのであるが、刑を用いることに對してとりわけ慎重なのである。

【原文】

礼記、王制。凡制五刑、必即天倫（原注。制、断也。天倫、天理。）。凡聽五刑之訟、必原父子之親、立君臣之義、以權之。意論輕重之序、慎測淺深之量、以別之（原注。父子君臣、人倫之重。如父為子隱、子為父隱、推類可見。蓋所犯雖同、而輕重淺深或異。當謹別之。所謂權也。）。悉其聰明、致其忠愛、以盡之（原注。明視聽聽而察於詞色之間、忠愛惻怛而体之言意之表、

庶可盡得其情。刑者例也。例者成也。一成而不可變。故君子盡心焉。原注。例与形同。一體不具、不足以成形。一辭不具、不足以成刑。君子無事不盡其心。至用刑尤慎。以上、第三丁裏第九行から第十四丁表第五行。

【訓読】

礼記の王制。凡そ五刑を制するは、必ず天倫に即く。原注。制は断なり。天倫は天理。凡そ五刑の訟を聴くは、必ず父子の親に原き、君臣の義を立て、以て之れを権し、軽重の序を意論し、浅深の量を慎測し、以て之れを別かつ。原注。父子君臣は人倫の重きなり。父、子の為めに隠し、子、父の為めに隠す如きは、類を推して見る可し。蓋し犯すところ同じと雖も、軽重浅深或いは異なる。当に謹んで之れを別かつべし。いわゆる権なり。其の聡明を悉くし、其の忠愛を致し、以て之れを尽くす。原注。明視聡聴して詞色の間に察し、忠愛惻怛して之れを言意の表に体すれば、尽く其の情を得可きに庶からん。刑は例なり。例は成なり。一成して變ず可からず。故に君子は心を尽くす。原注。例は形と同じ。一体具わらざれば、以て形を成すに足らず。一辞具わらざれば、以て刑を成すに足らず。君子は事の其の心を尽くさざる無し。刑を用いるに至りては尤

も慎む。

右の部分の注釈文は『礼記大全』卷五の文とほとんど同じであるが、異なる箇所もある。『礼記大全』は『五經大全』の一つである。『景印四庫全書』所収本を見た。

【和訳】

『論語』(為政)に次のように記されている。「孔子が言った。人民を法律(原文。政。)に従うよう指導し(原文。道。)(原注。「道」とは引導という意味である。「政」とは法制禁令の意味である。)、法律に従わない人民に刑(原注。五刑。)を科するといいだけの政治を行うならば、人民は法網をすり抜けることを恥かしいこととは思わない。(原注。刑罰を一時逃がれしめて恥かしく思わない。)

道德で人民を教導し(原注。為政者が自ら道德を實踐して人民を導く。)、礼(原注。決まりごとや儀式。)を用いて人民を治めるならば、人民は恥を知って、善人となる(原文。格。)(原注。「格」は至るの意である。人民は不善を行うのを恥じるようになり、善に至るのである。)

【原文】

論語。子曰、道之以政（原注。道、猶引導。政、謂法制禁令）、齊之以刑（原注。五刑。）、民免而無耻（原注。苟免刑罰、無所羞愧。）、道之以德（原注。在上者躬行、以率之。）、齊之以礼（原注。制度品節。）、有耻且格（原注。格、至也。民耻為不善、而有以至於善。）、（以上、第十四丁表第六行から第八行。）

【訓読】

論語。子曰く、之れを道^{みちび}くに政を以てし（原注。道とは猶お引導のごとし。政とは法制禁令を謂う。）、之れを齊^{ととの}うるに刑（原注。五刑。）を以てすれば、民は免れて恥^とじる無し。（原注。苟に刑罰を免れて羞愧するところ無し。）之れを道^{みちび}くに徳を以てし（原注。上に在る者、躬^{みづか}ら行いて以て之れを率いる。）、之れを齊^{ととの}うるに礼（原注。制度品節。）を以てすれば、恥^と有りて且つ格^{いた}る。（原注。格とは至るなり。民、不善を為すを恥^とじて、以て善に至る有り。）と。

右の部分の注釈文は『論語集註大全』巻二の文とほとんど同じであるが、異なる箇所もある。『論語集註大全』は『四書大全』の一つである。『景印四庫全書』所収本を見た。

【和訳】

『大学』に次のように記されている。「孔子が言った。訴訟を裁く方法は、私も他の人と同じである。（原注。他人と違わない。）どうかして訴訟自体が無くなるようにしたい。と。事実と異なる内容を発言しようとする者（原文。無情者。）が、その言葉を述べ尽くすことができないようにすれば（原注。「情」とは事実の意である。）、嘘を主張する訴訟を起こそうとする人民の意志を大いに畏縮させるであらう。（原注。自然に人民の意志を畏服させるので、訴訟は裁判を待つまでもなく自分から無くなる。）」

【原文】

大学。子曰、聴訟吾猶人也（原注。不異於人。）、必也使無訟乎。無情者、不得盡其辞（原注。情、実也。）、大畏民志（原注。自然有以畏服民之心志。故訟不待聽而自無。）。

【訓読】

大学。子曰く、訟えを聴くは、吾れ猶お人のごときなり。（原注。人に異ならず。）必ずや訟え無からしめんか。と。情無き者は其の辞を尽くすを得ず。（原注。情は実なり。）大いに民の志を畏れしむ。（原注。自然、以て民の心志を畏服せしむる

有り。故に訟え、聴くを待たずして自ら無し。)

右の部分の注釈文は『大学章句大全』の文と同じである。

『大学章句大全』は『四書大全』の一つである。『景印四庫全書』所収本を見た。